

障 第 1014 号  
令和2年12月28日

各市町村（社会）福祉事務所長 殿  
各 町 村 長 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

身体障害者手帳及び療育手帳の申請等に係る  
申請書等の押印の義務付けの廃止について

このことについて、県では、行政手続きの簡素化のため、県規則で定める申請書等について、押印の義務付けを廃止しているところです。それに伴い、身体障害者手帳及び療育手帳の申請等に係る下記の申請書等について、申請者等の押印の義務付けを廃止としますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 申請者等の押印の義務付けを廃止する申請書等

#### （1）身体障害者手帳

- ・身体障害者手帳返還届
- ・身体障害者居住地等変更届
- ・身体障害者手帳再交付申請書

#### （2）療育手帳

- ・療育手帳交付申請書
- ・療育手帳記載事項変更届
- ・申出書
- ・療育手帳再交付申請書
- ・療育手帳返還届

### 2 留意事項

- ・令和2年12月25日以降の申請等について、上記取扱いの対象とします。
- ・申請書等の様式に押印欄があっても、押印不要として取り扱ってください。
- ・押印済の申請書等が提出された場合は、そのまま手続きを進めてください。

岡山県保健福祉部障害福祉課  
福祉推進班 担当：江川  
TEL:086-226-7362

障 第 1303 号  
令和 3 年 3 月 11 日

各市町村（社会）福祉事務所長 殿  
各 町 村 長 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 身体障害者手帳の申請に係る申請書等の押印の義務付けの廃止について

このことについて、県では、行政手続きの簡素化のため、県規則で定める身体障害者手帳及び療育手帳の申請等に係る申請書等において、令和 2 年 12 月 28 日付け障害福祉課長通知により一部押印の義務付けを廃止したところです。

この度、国において、関係省令等の見直しを行い、下記の申請書等についても、申請者等の押印の義務付けが廃止されましたので、以下の留意事項を参照し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 申請者等の押印の義務付けを廃止する申請書等

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・身体障害者診断書・意見書

#### 2 留意事項

- ・身体障害者手帳交付申請書は、令和 2 年 12 月 25 日以降、申請者の押印は不要です。
- ・身体障害者診断書・意見書は、令和 3 年 4 月 1 日以降、医師の押印は不要です。
- ・押印不要の取扱いとした日以降の申請書等の様式に押印欄があっても、押印不要として取り扱ってください。
- ・押印不要の取扱いとした日以降、押印済の申請書等が提出された場合は、そのまま手続きを進めてください。

岡山県保健福祉部障害福祉課 福祉推進班 担当：江川 TEL:086-226-7362
--